資料６

にいがた食の安全・安心基本計画改定原案からの主な修正箇所

１　視点１「安全な食品の提供」について

第 24 回審議会で浦上委員及び高内委員から「安全」と「安心」の区別が重要であるとの御意見をいただき、原案における書きぶりを改めて検討した結果、安全確保のための取組なのか、安心（信頼）確保の取組なのかを明確にする観点から、次のとおり施策名等の一部を変更しました。

	改定原案	改定案
視点１	安全で安心できる食品の提供	安全な食品の提供
施策１	安全で安心できる農作物等の提供の推進	安全な農作物等の提供の推進
施策２	安全で安心できる畜産物の提供の推進	安全な畜産物の提供の推進
施策３	安全で安心できる水産物の提供の推進	安全な水産物の提供の推進
施策４	安全で安心できる加工食品の提供の推進	安全な加工食品の提供の推進

２　取組指標「農家数に対する農薬管理指導士認定者の割合」について

第 24 回審議会後の城会長からの御意見を受けて、目標値は区切りの良い５％に、また、指標名は「農家数に対する」に変更します。

＜城会長の御意見＞

指標を認定者数から認定者の割合にすることは問題ないと思うが、5.5%という数値は目標値としては中途半端だと思います。区切り良く 5%あるいは 6%にしてはどうでしょうか。また、指標名が『農家数に占める…』となっていますが、農家の中に管理指導士がいる訳ではないので『農家数に対する…』とした方が良いと思います。

改定原案	改定案
農家数に占める農薬管理指導士認定者の割合　【 5.5% 】	農家数に対する農薬管理指導士認定者の割合　【 5% 】

※　【　】内は目標値